

<p>中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知 银发[2016] 306号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会(首府)城市中心支行，各副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为进一步规范境内企业人民币境外放款业务，引导境外放款跨境人民币结算有序开展，现就境内企业人民币境外放款业务流程和有关政策等事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称人民币境外放款业务是指境内企业(以下简称放款人)通过结算银行(以下简称经办行)将人民币资金借贷给境外企业(以下简称借款人)或经企业集团财务公司以委托贷款的方式通过结算银行将人民币资金借贷给境外企业的行为。</p> <p>本通知所称境内企业是指在中华人民共和国境内(不含香港、澳门和台湾地区)注册成立的非金融企业。</p> <p>二、经办行应要求放款人在办理人民币境外放款业务前在所在地外汇管理部门进行登记，在企业境外放款余额上限内为其办理业务。</p> <p>三、放款人应注册成立1年以上，与借款人之间应具有股权关联关系。</p> <p>四、经办行需严格审核境外借款人的经营规模是否与借款规模相适应，以及境外借款资金的实际用途，确保境外放款用途的真实性和合理性。</p> <p>五、对境内企业人民币境外放款业务实行本外币一体化的宏观审慎管理。</p> <p>企业境外放款余额上限=最近一期经审计的所有者权益*宏观审慎调节系数</p>	<p>中国人民銀行：国内企業の人民元対外貸付業務関連事項の更なる明確化に関する通知 銀発[2016]306号</p> <p>中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、各副省级都市中心支行；国家開發銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：</p> <p>国内企業の人民元対外貸付業務を更に規範化し、対外貸付クロスボーダー人民元決済の秩序立った実行を指導するため、ここに国内企業の人民元対外貸付業務フロー及び関連政策等の事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、本通知でいう人民元対外貸付業務とは、国内企業(以下「貸付人」)が決済銀行(以下「取扱銀行」)を通じて人民元資金を国外企業(以下「借入人」)に貸借する、或いは企業グループの財務公司を通じて委託貸付の方式により決済銀行を通じて人民元資金を国外企業に貸借する行為を指す。</p> <p>本通知でいう国内企業とは、中華人民共和国国内(香港・マカオ及び台湾地区を含まない)において登録・成立した非金融企業を指す。</p> <p>二、取扱銀行は貸付人に人民元対外貸付業務を行う前に所在地の外貨管理部門において登記するよう要求し、企業の対外貸付残高の上限内で当該貸付人のために業務を取り扱わなければならない。</p> <p>三、貸付人は設立登記より1年以上経過し、借入人との間に持分関連関係がなければならない。</p> <p>四、取扱銀行は国外借入人の経営規模が借入規模に適合しているか否か、及び国外借入資金の実際の用途を厳格に審査し、対外貸付の用途の真实性及び合理性を保証しなければならない。</p> <p>五、国内企業の人民元対外貸付業務は人民元・外貨一体化のマクロブルーデンス管理を実行する。</p> <p>企業の対外貸付残高上限=直近一期における監査済純資産×マクロブルーデンス調</p>
---	---

<p>企业境外放款余额=Σ境外放款余额+Σ提前还款额*(1+提前还款天数/合同约定天数)+Σ外币境外放款余额*币种转换因子</p> <p>每5年对提前还款所占额度进行清零。</p> <p>其中，宏观审慎调节系数为0.3；币种转换因子为0。人民银行根据宏观经济形势和跨境资金流动情况对宏观审慎调节系数和币种转换因子进行动态调整。经办行和放款人应做好额度控制，确保任一时点放款余额不超过其上限。</p> <p>对于短期频繁发生的境外放款业务，经办行应要求放款人提供相关情况说明，一旦发现有违规行为，立即停止为其办理新的境外放款业务。对于当前境外放款余额已超过政策调整后余额上限的放款人，经办行应暂停为其办理境外放款业务。</p> <p>六、放款人不得使用个人资金向借款人进行境外放款，不得利用自身债务融资为境外放款提供资金来源。</p> <p>七、放款人向境外放款的利率应符合商业原则，在合理范围内协商确定，但必须大于零。放款期限原则上应在6个月至5年内，超过5年(含5年)的应报当地人民银行分支机构进行备案。</p> <p>八、经办行应提醒放款人及时收回放款资金。出现借款人逾期未归还的，且放款人拒不作出说明或说明缺乏合理性的，经办行应暂停为其办理新的境外放款业务，并及时向当地人民银行分支机构报送相关情况。境外放款可以展期，但原则上同一笔境外人民币放款展期不超过一次。</p>	<p>節係数</p> <p>企業の対外貸付残高=Σ対外貸付残高+Σ期日前返済額×(1+期日前返済日数/契約約定日数)+Σ外貨対外貸付残高×通貨種別転換因数</p> <p>5年毎に期日前返済の占有額は0にリセットされる。</p> <p>このうち、マクロプルーデンス調節係数は0.3とする；通貨種別転換因数は0とする。人民銀行はマクロ経済の情勢及びクロスボーダー資金の流動状況に基づきマクロプルーデンス調節係数及び通貨種別転換因数に対して動態調整を行う。取扱銀行及び貸付人は限度額コントロールを適切に行い、いかなる時点でも貸付残高がその上限を超過しないことを保証しなければならない。</p> <p>短期且つ頻繁に発生する対外貸付業務について、取扱銀行は貸付人に関連状況説明を提供するよう要求し、ひとたび規定違反行為があることを発見した場合、直ちに当該貸付人のための新たな対外貸付業務の取扱を停止しなければならない。現在の対外貸付残高が既に政策調整後の残高上限を超過している貸付人について、取扱銀行は当該貸付人のための対外貸付業務の取扱を暫時停止しなければならない。</p> <p>六、貸付人は個人資金を使用して借入人对外貸付を行ってはならず、対外貸付に原資を提供するために自らの債務及び調達資金を利用してはならない。</p> <p>七、貸付人の対外貸付に対する利率は商業原則に合致し、合理的な範囲内で協議し、確定しなければならないが、必ずゼロを上回らなければならない。貸付期間は原則、6ヶ月から5年未満でなければならない。5年超(5年を含む)となる場合、当地の人民銀行分支機構に備案しなければならない。</p> <p>八、取扱銀行は貸付人に遅滞なく貸付資金を回収するよう注意喚起しなければならない。借入人に期限超過の未弁済が発生し、且つ貸付人が説明を拒否した或いは説明に合理性が欠けている場合、取扱銀行は当該貸付人のための新たな対外貸付業務の取扱を暫時停止し、併せて遅滞なく当地の人民銀行分支機構に関連状況を送信・報告しなければならない。対外貸付はロールオーバーが可能だが、原則、同一件による対外人</p>
--	---

<p>九、放款人应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户，专门用于办理人民币境外放款业务。同时，人民币境外放款必须经由放款的人民币专用存款账户以人民币收回，且回流金额不得超过放款金额及利息、境内所得税、相关费用等合理收入之和。</p> <p>十、经办行应做好人民币境外放款业务真实性和合规性审核，切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。</p> <p>十一、经办行应认真履行信息报送职责，及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、跨境收支信息、跨境信贷融资信息，并在收支信息的交易附言中添加“境外放款”字样说明。</p> <p>十二、人民银行总行及分支机构根据本通知对境内企业人民币境外放款业务实施监督管理。</p> <p>十三、本通知自印发之日起施行。以前规定与本通知不一致的，按本通知执行。</p> <p>请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行分支机构，城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 2016年11月26日</p>	<p>民元貸付のロールオーバーは一回を超えてはならない。</p> <p>九、貸付人は《人民元銀行決済口座管理弁法》（中国人民銀行令[2003]第5号にて公布）等の銀行決済口座の管理規定に基づき人民元専用預金口座の開設を申請し、人民元対外貸付業務に専用で使用しなければならない。同時に、人民元対外貸付は必ず貸付人の人民元専用預金口座を経由して人民元で回収、且つ還流金額は貸付金額及び利息・国内所得税・関連費用等の合理的収入の和を超過してはならない。</p> <p>十、取扱銀行は人民元対外貸付業務の真実性及びコンプライアンス性審査を適切に行い、アンチマネーロンダリング及びアンチテロ融資の義務を適切に履行しなければならない。</p> <p>十一、取扱銀行は情報送信・報告の職責を真摯に履行し、適時・正確に人民元クロスボーダー受払情報管理システムに関連口座情報・クロスボーダー受払情報・クロスボーダー与信融資情報を送信・報告し、併せて受払情報の取引付記に「対外貸付」の文言を追記して説明しなければならない。</p> <p>十二、人民銀行総行及び分支機構は本通知に基づき国内企業の人民元対外貸付業務に対して監督管理を実施する。</p> <p>十三、本通知は印刷・公布日より施行する。以前の規定と本通知が一致しない場合、本通知に基づき執行する。</p> <p>人民銀行副省級都市中心支行以上の分子機構は、本通知を管轄区内の人民銀行分支機構、都市商業銀行・外資銀行及びその他のクロスボーダー人民元業務を取扱う金融機関に転送されたい。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2016年11月26日</p>
---	--